

抗 告 許 可 申 立 書

令和6年10月10日

大阪高等裁判所 御中

抗 告 人 宮 部 龍 彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の、東京高等裁判所令和6年(ラ)第2028号移送申立却下決定に対する抗告事件(原審・新潟地方裁判所令和6年(モ)第20号、基本事件・同裁判所令和6年(ワ)第23号)について、同裁判所が令和6年10月4日にした決定(決定書送達日 令和6年10月8日)は不服であり、最高裁判所に対し、同決定を破棄した上更に相当な裁判を求めるため、抗告許可の申立てをする。

第1 原決定の表示

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 抗告許可申立ての趣旨

本件抗告を許可する。

第3 抗告許可申立ての理由

おって、抗告許可申立理由書を提出する。

以上